平成３０年（フ）第５号
奈良県香芝市鎌田358番地３　ヴィラ・オリエンタルＢ201号、前住所奈良県香芝市下田西２丁目４番20―206号　ルミナスコート
債務者　明和美知子（旧姓宮浦）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第７号
奈良県香芝市下田東５丁目522―７、住民票上の住所奈良県大和高田市大字築山175番地８
債務者　平畠加津子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第１２号
奈良県北葛城郡上牧町下牧１丁目２番８号　住宅型有料老人ホーム　介護やオンリーワン21号室
債務者　岩坪　　護（旧姓松井）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成３０年（フ）第２号
鳥取県鳥取市江津1257番地中央ハイツ201号、旧住所鳥取県鳥取市江津699番地１中央ハイツ201号・鳥取県鳥取市田島563番地２市住21号
債務者　安田佐緒里
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第３号
鳥取県鳥取市江津1257番地中央ハイツ201号、旧住所鳥取県鳥取市江津699番地１中央ハイツ201号・鳥取県鳥取市田島563番地２市住21号
債務者　安田　祐介
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第９４７号
広島市西区井口台３丁目33番25―12号
債務者　中山　紀子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０００号
広島市中区銀山町１番16―901号
債務者　林　千恵美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１号
広島市安佐南区緑井３丁目２番15―103号
債務者　小林　知恵（旧姓幸川）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第７６号
広島市安芸区中野５丁目17番15―305号
債務者　松浦　里枝（旧姓榊）
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６号
徳島県徳島市津田町３丁目１番38号　銀河21号室
債務者　藤井　実季
1　決定年月日時　平成30年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３３３号
愛媛県松山市三津２丁目３番２号、住民票上の住所愛媛県松山市青葉台13番地２
債務者　久川　睦子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４７号
福岡県久留米市高良内町342番地６、前住所長崎県佐世保市大黒町11番30－334号　ティーズタウン大黒
債務者　飯田　賢一
1　決定年月日時　平成30年２月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第２４号
大分県臼杵市大字大野1900番地の７
債務者　大野　光男
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第１９号
宮崎市大字本郷南方2832番地１　エスポワール本郷201号
債務者　仲下佐千子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第２３号
宮崎市花ケ島町水町1860番地３
債務者　川﨑　定利
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第５号
山梨県都留市与縄1483番地
債務者　前田　則夫
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月２日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係